

## 第15回長崎家庭裁判所委員会議事録

### 1 日時

平成23年2月7日（月）午後1時30分から午後3時30分まで

### 2 場所

長崎家庭裁判所大会議室

### 3 出席者等

#### (1) 委員（五十音順，敬称略）

大田由紀，財前 博，谷 敏行，能登原 勉，迫 光夫，前田きみ子，向原源一郎，室井和弘，山本喜代治，吉田京子

#### (2) 事務担当者

吉野事務局長，藤澤首席家裁調査官，立川首席書記官，藤川次席家裁調査官，三井総務課長（庶務）

### 4 議事

#### (1) 開会

#### (2) 長崎家庭裁判所委員会委員長あいさつ

#### (3) 協議

「家事事件における子の調査の現状について—家庭裁判所調査官の調査を中心に—」  
出された意見等の要旨は別紙1のとおり

#### (4) 質疑

「高齢者虐待について」

出された意見等の要旨は別紙2のとおり

#### (5) 次回の予定

##### ア テーマ

後日改めて委員の意見を聴取して決定する

##### イ 日程

平成23年9月26日（月）午後1時30分から

##### ウ 場所

長崎家庭裁判所大会議室

#### (6) 閉会

(別紙1)

協議に先立ち、家庭裁判所調査官の職務、家庭裁判所における子供に関する手続、家庭裁判所調査官が行う子の調査について説明をした。その後、考査室（児童室）及び観察室で施設の説明を行い、面会交流の調停事件における試行的面会交流のシミュレーションを行った。

(以下、発言者は、◎：委員長，○：委員，□：事務担当者等で略記する。)

- 考査室は部屋の色が明るくないと感じた。名称は「考査室」ではなく、もっと柔らかいものに変え、ドアにも工夫を加えたらどうか。費用はかけなくてよいので、動物の絵を描くなどして、子供が開けたくなるような工夫をしてはどうか。
- 子供はここに来るだけでもプレッシャーがかかるし、部屋に入って背広を着た人がいると硬くなってしまうのではないか。
- 調査官は背広を着て面接することが多いが、服装が与える印象が大きいことを踏まえて対応している。調停手続では、法的な判断を求められる事柄を取り扱っており、民間の福祉施設や行政機関が行う手続とは異なる面もあるので、今のところ、背広が子供たちに与える影響を考慮しながら、子供たちの真意を聞く努力をしている。
- ◎ 家裁は司法機関の中でもかなり福祉に近いと感じる。福祉の仕事も理解しておかなければならないし、福祉と同じでよいかという問題意識も出てくる。社会が家裁をどう見ているか、それに対して家裁がどう対応していくのが望ましいかということを常に問題として意識しなければいけないと感じている。地裁から家裁に移ったとき、家裁がこのようなところまで決めるのかと違いを感じたところもある。

実際にニーズがあり、しかも紛争の内容に相当深刻な問題があり、その解決を家裁が担うしかないのだという感じが自分でもしている。裁判所目線だけで見てはいけないということがあるのではないか。

- 担当した事案では、離婚訴訟中に月2回くらい面会交流を行っているが、会わせる方の親としては負担感があるのと、両方で子供の興味を引きつけようとの傾向が見られた。家裁の考査室で会わせるものは、考査室でしか会わないという事例なのか、それとも考査室で会わせた方が都合がよいという事例なのか。
- 普通は久しぶりなので外で会うのは怖いというか、もう少し面会交流のルール作りを家裁調査官が手伝った方がよいと思われる子、親に対して行っている。あまり依存的になり、家裁の考査室でしか会えないということになるといけないので、できるだけ自分たちで会えるところを工夫してくださいとお願いして、本当に面会交流をさせてよいかどうか、頻度をどれくらい考えるべきか、面会交流のルール作りをきちんと意識させるように事前にDVDを見せた上で、考査室で試行するのが普通である。

面会交流は、調停事件では活用しやすいが、人事訴訟（離婚訴訟）の中で、付帯処分の申立てとして面会交流が入ると、裁判官として運営が難しくなったりする場合がある。通常は月に1回で、毎週会いに行っているというのは、小学校の中学年から中学生まで、高校生、大学生になっ

てから毎週というのは、逆に親離れができていないのかと逆に心配になる。いろいろなケースがあるので、双方の親が子のために何ができるのかということを考えてもらえたらよい。

最近、東京高裁でフレンドリーペアレンツルールといって、親権を争う際、親権を取らなかった方の親に子供を会わせるかという内容の質問をして、監護能力が同じであれば、子供の意思に任せてきちんとルールを作って会わせるというフレンドリーな答えをする方に、親権を与えるということが判例法上形成されつつあるという説もある。

親が離島や遠方から家裁に来る場合には、帰りの船や飛行機の時間など、交通事情により影響を受けること、家裁は午後5時までとなっていることが障害になる。家裁が児童相談所のエリアとして、面会交流を保証する場所としてやってもらえるといいのですがとの話が出たりする。

- 家庭裁判所において行う試行的な面会交流は、一つのケースで複数回行うこともあるが、むしろ例外的である。調停手続での合意形成が目的であるので、多くのケースでは、試行的面会交流を行うことで調停が成立し、両当事者が調停調書に基づいて実行していく形で終結している。
- 考査室を使うのは、どちらかの親が考査室でなければダメという場合なのか、それとも自分たちで会ってもよいが考査室で試した方がよいという場合なのか。
- さまざまなケースがあり、委員から話があったようなケースもある。中には、親が明確に反対しているケースで会わせた例もあった。母親が子供を監護しているケースで、母親は、子供が絶対会いたくないと言っていると主張し、調停が長引いていた事案であったが、試行的に面会交流を行った。母親は、父親と子供との面会場面を目の当たりにし、その後の期日で面会交流について調停成立した。母親は、どこかでは子供が父親を求めているとわかっていたと思うが、実際に子供の姿を見て考えを変えたというケースである。
- ◎ 面会交流を行った後のルール作りについては、家裁調査官がイニシアティブをとって、裁判所外で面会ができるような条件付けをアドバイスしている。
- DV（ドメスティックバイオレンス）、児童虐待、暴力のケースが増えているだろうとの認識があると思うが、裁判所はデータとしてもっているのか。データがなければ実感でもよいので聞かせてほしい。
- データはもっていない。養育費の請求は、子の監護の処分の関係で多いという実態があるので、子の監護の処分の事件数からすると、この経済状況を反映して多いという程度でしかつかんでいない。
- ◎ DV、児童虐待については、児童福祉法28条の事件を経験した。こういう事件が起きる背景を、今の社会と関係して論じられるようになるほどと思う。
- 児童福祉法28条の事件が起こったから離婚という事件のデータは見つからない。言い換えると、父親は厳しく、母親は甘いといった子の教育の方法についての認識に違いがある場合に、しつけとして父親が子を叩くと、母親は子に暴力を加えたとして、夫婦が喧嘩になる。その喧嘩の中で父親が母親に暴力を振るうという流れで、少し時限が違うところで起こっているので、データの把握は非常に困難ということである。
- 児童福祉施設で話を聞くと、親の離婚であるとか、虐待であるとかが背景にあって児童福祉施設に入る子が増えているということは施設もデータを持っており、それを取材したこともある。

入所している子が高校を卒業し、施設を出た後に行き先がないことが大きな社会問題であるとの認識はもっているが、そういう世の中のDV、児童虐待の問題の反映が家裁に持ち込まれる紛争の中に何一つ反映されていないというのは逆に変だと思うが、そのあたりはどう認識しているのか。

- 児童福祉施設に虐待を受けた児童が入っているというのが、昔と比べると相当増えているという事は間違いないと思う。妻が夫から暴力を受けた場合に地方裁判所で保護命令を受けるといふ事件もここ最近増えていると思う。ただ実際の離婚調停の中で、そのような事件が前と比べてどのように増えているのかという点については、これだけ増えているという実感があるのかというと、長崎ではそこまではないのではないかということである。

(別紙2)

委員から高齢者虐待について議論することが提案されたが、家庭裁判所委員会の協議対象は、基本的に家庭裁判所の運営に関する事項であることから、委員の了解の下、家庭裁判所で取り扱う成年後見申立事件等で接する高齢者虐待について説明を行った。

(以下、発言者は、◎：委員長，○：委員，□：事務担当者等で略記する。)

○ 男女共同参画センターで受けている相談の中で、6～7%が高齢者虐待だったが、昨年は10%代に達した。DV（ドメスティックバイオレンス）が最も多く、あとは離婚、児童虐待、高齢者虐待の順であった。

高齢者虐待も経済的、身体的、精神的虐待に分類され、最も多いのが長男からの虐待で、次に嫁から、娘からの順で、国の結果も同じようになっている。受ける相談もほとんどが同居する長男からの虐待というものが多い。

国の動きを見ていると、介護保険ができるまでは介護の疲れからなどで嫁からの虐待が多かったが、介護保険ができてからは長男からというのが多くなってきており、年金を渡されないという悲しいことが起きている。そこで、家裁の申立てに家族の関係が影響していないかと思って提案させてもらった。

高齢者から、DV、児童虐待はよく報道されるが、高齢者虐待についてももっと取り上げてほしいとの声を聞くようになり、気にかかっている。

男女共同参画センターでは年間140件くらいの相談を受けるが、最も多く相談を受ける窓口となっているのが、こども・女性センターである。昨年、来所相談528件中、63人が高齢者で、一時保護101件中14人が高齢者で、いずれも1割を超えている。施設では施設の職員から暴力を受け、家族と同居すれば家族から受けるという高齢社会の負の部分を感じられるようになってきている。

◎ 家庭裁判所は、児童虐待、高齢者虐待に成年後見事件の一場面に関わることはあっても、この社会的問題に正面から関わることは難しい。

○ 県のセンターで相談を受けた後の対応はどうしているのか。

○ 県には専門の相談員がいないので、窓口、受付機関として、後の対応は他の機関にお願いしている。

○ 平成17年に高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（高齢者虐待防止法）が成立し、平成18年4月1日施行されている。この法律に基づいて高齢者を施設に一時保護して、市町村長が申立てをするという手続がある。

成年後見事件で親族が対立している事案で、写真では本人である高齢者はにこにこしているが、施設の職員が見ると体中にアザがあった。とても転倒してできたものではなく、娘がつねったりしているのではないかというものであった。調べてみると年金が目的で面倒を見ていたようであった。高齢者は子供と同じであり、自身を養護してくれた人には対峙することができない。

○ ヘルパーが入っているところでは、ヘルパーがアザを発見することが多いようである。

◎ 家裁の調停事件の中に親族間調整というものがあり、高齢者が親族間の問題について調整をしてほしいとの申立てがある。このような申立てをするのは元気な高齢者であり、虐待にあって何も言えないような人ではない。高齢者が抱えている問題は今の社会を大きく反映していると感じる。高齢者の方が必要なところに助けを求めやすいように、システムができればよいと思うし、家裁の調停では、できる限り細かいところまで耳を傾けて、それを親族間の紛争解決に役立てられればと思う。

○ 家裁調査官の役割として、子を中心とした役割があっかと思うが、高齢化が進み、社会が変化するに連れて、高齢者についても家裁や家裁調査官の方で対応していくことが求められていくと感じた。

□ 家裁調査官が高齢者に関わるものとして成年後見事件がある。法律、規則では本人の自己決定権の尊重というものが定められており、認知症などが進行してしまっていればやむを得ないが、自身の意思を表明できる場合には、裁判所として本人の意向を聴くことになっている。この多くを家裁調査官が担当しており、高齢者の自宅や入所施設に出向いて面接を行っている。

○ 遺産分割事件で第1回で調停が成立した事例あったが、長男が母親に対して非常に冷たいというものであった。長男には不動産や賃料収入があり、かなりの財産を管理しているが、母親には年金以外の財産を渡していないというケースであった。

母親としては不動産を取得し、遺産分割しても何もメリットがないので、終身定期金として毎月一定の金額を送金するという約束をして、第1回で調停が成立した。この例では母親が自己決定権ができる人であったことや調停委員に弁護士がいたこともあって法律的な部分もクリアして早急に解決できた。

家庭裁判所はいろいろなメニューの中で、状況を考えながらそれぞれの事件処理を適切に進めようと努力しているが、難しくなってきたと感じている。

長崎家庭裁判所委員会委員名簿（五十音順）

平成23年2月7日現在

BPW長崎クラブ広報委員長	大田由紀
長崎放送株式会社取締役報道局長	財前博
長崎家庭裁判所長	谷敏行
医療法人厚生会道ノ尾病院顧問	能登原勉
長崎県弁護士会所属弁護士	迫光夫
長崎県男女共同参画推進センター長	前田きみ子
社団法人成年後見センター・ リーガルサポート長崎支部所属	
長崎県司法書士会所属司法書士	向原源一郎
長崎地方検察庁検事正	室井和弘
長崎県立大学国際情報学部特任教授	山本喜代治
長崎家庭裁判所裁判官	吉田京子